

令和7年2月4日

兵庫県議会

議長 浜田 知昭 様

県政改革調査特別委員会

委員長 門間 雄司

委員会調査報告書

第366回定例県議会において、当委員会に付議された「県の行財政全般にわたる改革（県政改革）に関する調査」について調査を行い、その結果を取りまとめたので、次のとおり報告します。

I はじめに

本県では、阪神・淡路大震災からの復旧・復興の過程において多大な影響を受けた財政の健全化を図るため、行財政構造改革を推進し、適切な行財政運営に取り組んできた。令和4年には、令和10年度までの「県政改革方針」を取りまとめ、「県政改革の推進に関する条例」に基づき、一層の県政改革を推進してきた。

同条例においては、社会情勢の変化、国の政策動向、県政改革の推進状況等を勘案し、毎年度県政改革方針の見直しを行うこととされており、改革の着実な推進にあたっては、県当局と県議会が車の両輪として真摯に議論・対話を重ね、持続可能な行財政基盤を確立する必要がある。

そのような中、令和5年度に入り分収造林事業や地域整備事業といった今後の行財政運営に大きな影響を与える過去からの課題が顕在化し、所管部局において有識者による委員会等で調査検討が進められることとなった。また、前回の行革見直しで残された公社等外郭団体の改革についても改めて検討が進められた。過去の清算ともいえるべきこれら課題の解決や現下の懸案である県庁舎の

今後のあり方等については、議会として積極的に議論に関わっていく必要があるとの認識のもと、特別委員会を設置して調査を実施することとなった。

3年毎という先例に従えば令和6年度での設置となることを前倒しし、令和6年2月、第366回定例県議会において当委員会が設置され、それぞれの案件について現状を調査把握するとともに、7月に示された「課題と検討方向」について議論を進め、12月には来年度以降の財政フレームを含む「改革案」の調査を実施した。

調査の過程において、各委員等から出された意見は、共通する観点も多く見受けられ、内容は多岐にわたっているため、すべてをここに列挙することはできないが、当委員会において指摘のあった主な事項を以下のとおり示すものである。

II 改革案に対する意見について

1 地域整備事業

(1) 淡路夢舞台

- ・今後の淡路夢舞台が、創造的復興の象徴としての地元貢献や公益性を踏まえた「創造的再生（リジェネラティブ）」の理念に共感する公共性のある投資を呼び込み、公の施設群と一体的に運用されること。
- ・運営権の設定に際しては、民間が主体となる形で契約を進めること。
- ・創造的再生に向け、淡路島の地域活性化を牽引する施設として民間活力の導入においては、その使命が継続して担保されるよう、事業者の意向も踏まえ、双方にメリットのある関係を築きながら推進すること。
- ・資産譲渡を選択する場合は、ポテンシャルを最大限に活かす広域的な視点に立ち、内資外資を問わない幅広い活用を図り、思い切った展開をすること。
- ・一方、運営手法には公益的意義に留意して、県は従業員の確保などに責任を持つこととの意見もあった。

(2) 播磨科学公園都市

- ・居住者の生活環境や立地企業の事業環境の持続が前提であり、その実現に向け企業庁だけでなく、県ならびに市町が一体となり取り組むこと。

- ・SPring-8の高度化を活かし、産学連携による先端産業の集積地として再生を図ること。
- ・具体的な評価指標を提示し、持続可能なまちづくりを目指すこと。
- ・長年にわたり事業化の展望が見えない進捗調整地が残されており、今後の売却なども厳しい状況と推測されるため、会計全体として早期に処理すること。

(3) 企業債償還財源の確保

ア 進捗調整地の活用・処分

- ・進捗調整地を、データやエビデンスに基づいて活用見込みの有無を見極め、民間活力の利用も含む産業用地等への活用等、具体的対応が示されたことは評価し、県有環境林として簿価での移管についても、将来に課題を積み残さないという観点からは理解する。
- ・ひょうご情報公園都市第2期エリアについて民間事業者へのサウンディング調査を行った上で、三木市との意見調整を進めている点については評価する。
- ・「情報公園都市」を名乗るのであれば、その名称にふさわしいIT企業や情報産業に特化した産業団地となるよう、具体的かつ強力な取組を進めること。
- ・ひょうご情報公園都市第2期エリア以外の地区と矢野・小犬丸地区において、活用や処分の進め方を議論、検討していく上で重要な未買収の土地が点在しているという情報が開示されていなかったため、今後は重要な情報を開示すること。
- ・ひょうご情報公園都市第2期エリア以外について、開発を中止して取得用地を県有環境林に戻すことになっているが、産業用地の需要が高まりを見せている中で、民間事業者への引き継ぎの可能性等も含め、三木市の意向を踏まえた有効活用の方向も引き続き検討すること。

イ 保有資産の整理

- ・企業債償還財源の確保について、保有資産の整理にあたっては、地元関係者等とも丁寧に調整しながら、企業庁として最大限努力するとともに、県全体で着実に進めること。

- ・ 進捗調整地の活用や処分等の対策を行っても、さらに440億円規模の保有資産を整理する必要があるため、資産の随時評価を行い、透明性と効率性を確保しつつ、資金ショートを回避すること。
- ・ 保有資産の整理は可能な限り前倒しし、企業債利子の縮減に努めるとともに、企業庁他会計への影響を可能な限り回避すること。

(4) 今後の事業展開

- ・ 事業会計の抜本的な見直しは、長期的な目標となるが、更なる収益悪化や将来の県民負担の増大を防ぐため、企業債償還の状況や主要な分譲事業の進捗を見ながら、今後慎重に進めること。
- ・ 各事業のあり方を見直すにあたっては、公民連携を最大限に活かすとともに、長期的な視野で地域整備事業の目的と意義を再構築し、県民から支持される施策を展開すること。
- ・ 地域整備事業会計の収束後も、これまで企業庁で培ってきた産業用地の開発分譲のノウハウを活用し、「官民連携」の新たな枠組みにより、市町との連携や民間活力を活用可能とする手法を確立し、継続して産業用地の開発を進めていくこと。
- ・ 土地の先行取得に県民の貴重な財産が投入されており、十分に利活用されなかった状況や過去の取得経緯並びに現状の価値についても開示し、謙虚な姿勢で進めること。また、保有資産の評価の積み上げが十分ではないため、今一度精査すること。
- ・ 全てに共通するのは、地元や関係者への丁寧な説明・意向聴取・調整のほか、これまで企業庁が果たしてきた役割等も含めた県全体の視点での検討である。
- ・ 県全体の視点での議論が非常に見えにくく、県の政策を踏まえた開発者としての役割を担う企業庁が、単独かつ主導して行うべきものではない。大阪湾ベイエリアの新たな展開、SPring-8の高度化に伴う好機、県内外の産業立地需要の動向等を踏まえ、産業立地政策や土地利用・空間利用等について、本委員会での議論や改革案に示す今後に向けた課題・論点にも十分に配慮し、県全体の視点の中で、企画部や産業労働部等の関係部局と企業庁との役割分担やスケジュールについて、どのように検討を進めていくの

かを示すこと。

- ・一方、計画性を持たず収益優先に邁進したことへの反省、総括と検証をすることとの意見もあった。

2 分収造林事業

(1) (公社)ひょうご農林機構

- ・ひょうご農林機構、日本政策金融公庫、県の特定期調停と県の債権放棄を同時に実施することについて、同機構の存続と経営安定化の両面から見て、時価・簿価問題及び債務超過問題も踏まえ評価する。
- ・機構はこれまで役員報酬の見直しや経営の合理化等の経営努力に加え、森林所有者との除地協定によって公庫からの借入金の繰上償還の努力と成果を積み上げており評価する。
- ・同機構が行っている業務の農業部門へ十分な配慮を行うこと。また、森林所有者、農業者、市町、関係団体等へ極力影響が出ないように、財務部・関係部局が連携して事前調整とフォローアップを行うこと。
- ・債務発生の再発防止と新スキームに必要な組織体制の維持・事業支援・運転資金等の予算の投入について県はしっかりと精査・区別し、適切に対応していくこと。また、同機構が未解約林を抱えることは、過去の分収林のように負のスパイラルに陥る可能性もあるため、未解約林の取扱いの課題について再検討すること。
- ・令和3年度の包括外部監査の指摘を受けたことが契機となり、本格的な事業検討が行われることとなったが、これまでの議会での問題提起に対する答弁はあまりにも楽観的で不誠実であったと言わざるを得ない。
- ・416億円もの国債の県債管理基金と旧みどり公社の二重計上については財政指標の過年度修正も発生したが、このようなことは二度とあってはならない。
- ・なお、現在は24市町中8市町が受け入れ可能とのことだが、残り16市町が受け入れなければ同機構がこれまでどおり事業を行うことになり、厳しい運営になることは明らかであり、県が責任をもって森林管理を行う必要があるとの意見もあった。

- ・ 森林経営計画制度と森林経営管理制度の2つの国制度と県・農林機構を中核とした「兵庫県森づくり支援センター（仮称）」とで構築された新しい森林管理スキームは、公益的機能を発揮させる森林管理を、国策によるビジネスから県主導の公共的事業へと転換を図るもので、全国初となる取組を通じて県の過去の大きな責任を未来への大きな使命で果たそうとする点に機構存続の意義を求めたものと一定理解する。

(2) 新たな森林管理スキーム

ア 森林の整備・管理

- ・ 解約後の市町・森林所有者への支援及び同機構の経営安定化支援や新スキームの実現可能性・実効性の確保の観点から、新スキームを支える各制度の実績や成果の高さに加え、保育林の針広混交林整備についても昨年末の「分収林地を含む森林管理のあり方検討会」並びに「災害に強い森づくり事業検証委員会」での議論を踏まえ、県民緑税を使った既存の針広混交林化メニューの活用も考えられるとの共通認識を確認できたことは一定評価する。
- ・ 県民共通の財産である森林という貴重な社会基盤資源を確実に健全な姿で将来世代に引き継ぐため、森林環境譲与税や県民緑税等の貴重な財源を有効かつ大切に使いながら、強い覚悟と新しい意識やビジョン・戦略を持ち、しっかりとした推進体制で、責任と信頼ある主体的な森林行政に職員総力を挙げて取り組むこと。
- ・ 伐採収益が見込めない保育林については、管理コストが低く公益的機能が高い針広混交林に誘導していくための新たな支援事業が示され、森林のもつ水源涵養や防災、生物多様性の面とともに、CO₂吸収源対策、鳥獣害や花粉症の軽減など森林に求められる多面的機能の向上につながることを期待される管理スキームであり評価する。
- ・ ひょうごの豊かな森林の公益的機能を維持するために、人的・財政的支援により、市町と連携して適切な森林管理に努めること。
- ・ 森林経営計画制度のもとで林業事業体が一括して伐採林や保育林を管理する場合、収益性を優先し保育林の管理が疎かにならないよう、収益性と保育管理のバランスを確保する具体的な対策を講じ、災害防止

の観点からも管理の徹底を図ること。

イ 市町への支援

- ・解約について、事業収束と適正な森林管理への移行の一体的取組としての意義やスケジュールの計画性が強化されており評価する。なお、特定調停と同様、市町管理への移管や機構の安定経営と調和する形で、実効性ある取組を遅滞なく進めること。
- ・新スキームは、市町管理という国制度を県が主体的に支援することで、分収林解消後の森林管理事業の取組をオール兵庫での森林管理の仕組みに収斂させようとするもので、その実現可能性・実効性の一層の向上のため、所要の体制整備や不断の事業検証と細やかなブラッシュアップとともに丁寧な説明を行うこと。
- ・森林経営管理制度を担う市町への支援は、整備期間が30年と長期に及ぶことを考慮し、市町向けの相談窓口がその期間を通じてしっかりと機能する仕組みを確立すること。特に、市町が受け入れ態勢を整えることが難しい場合には、代替策を具体的に示すこと。
- ・森林経営管理制度対象区域の分収林を優先とのことであり、実施主体は市町であるが、県も責任をもって積極的に関与すること。また、県民緑税の活用も示唆されているので、県民や県下各市町に丁寧に説明すること。
- ・なお、県による人材面、財政面での支援について、具体的な派遣数や金額を示すべきとの意見もあった。

(3) 県民への理解醸成

- ・これまでの議論や指摘を財務部・農林水産部ともに重く受け止め、長期的な森林管理に向けて、森林の公益的機能の恩恵や管理の目標・事業成果について、都市住民や若者をはじめ県民と議会への一層の理解醸成と説明責任を果たすこと。
- ・県民理解を得るという観点からも、都市住民や企業など、森林と直接関わりのない人々にも興味を持ってもらえるような仕組みづくりを行うこと。

3 公社等のあり方

(1) 団体のあり方

ア 兵庫県土地開発公社

- ・複数の委員から存続の必要性が指摘され、当局からも共通認識が示されたとおり、あり方の検討に際しては、土地開発公社が持つ豊富な経験、ノウハウ、資金代行機能などの価値を踏まえ、関係部局と連携して早急に検討を進めること。
- ・大規模事業において、豊かな経験に基づく効率的な業務執行や県では難しい機動的な資金対応、高度な専門人材の育成という観点とともに、大規模事業を抱えた最前線の土木事務所では欠かせない存在となっていることから存続すべき団体である。
- ・土地先行取得のメリットが薄れた現在では、少なくとも企業庁など県組織との統合を図り、財政負担の軽減を進めるべきである。
- ・客観的なデータと透明性のあるプロセスを通じ、県民の納得が得られる形で結論を出すこと。

イ 兵庫県国際交流協会（海外事務所）

- ・海外駐在員事務所は、現在の円安や経費負担増の状況を踏まえ、更なる事務所の廃止を検討すること。特にパリ事務所については、効率化の観点から閉鎖し、クレア（自治体国際化協会）の欧州事務所を活用するなどの選択肢を積極的に検討すること。
- ・存続ありきではなく、その役割や必要性の不断の検証を続け、適正なあり方を求めること。

ウ 兵庫県住宅再建共済基金（フェニックス共済）

- ・現在の基金は134億円にとどまり、被害想定が不可能な大規模地震が発生した場合には、最大で1兆20億円の補償額が必要になると想定されており、共済負担金だけでは返済不可能で、支払い総額の限度も設けておらず、県財政にとって大きなリスクを抱えていると言わざるを得ないことから、有識者会議などで廃止も含めた抜本的な検討を進めるとともに、募集促進策を見直すこと。
- ・南海トラフ地震の被害想定を前提に加入状況などを詳細に分析し、給付

条件を見直す等、根拠に基づくリスク管理を強化すること。

エ その他

- ・ひょうご観光本部、スポーツ協会、生きがい創造協会、青少年本部、道路公社等の具体的な改革内容については引き続き、今の時代、社会に求められるそれぞれの役割・位置づけについて、有識者の意見を踏まえつつ、スケジュールも示しながら、部局ごとあるいは部局横断での検討・取組を進めること。また、但馬空港は、パイロットや航空業界全体の人手不足も指摘される中、小型路線維持の困難さが拡大することも踏まえ、過大な期待をベースにせず、将来的に廃止も含め検討することとの意見もあった。

(2) 公社の人材価値

- ・公社等の存廃の検討にあたっては、削減ありきではなく、関係者の意向、期待される役割、人材育成等の観点から、十分に検討すること。
- ・社会環境の変化や経済情勢の動向、県民ニーズの多様化に合わせて不断の見直しを行うことは当然であるが、長年にわたって蓄積されたノウハウ、専門性、人的資源をもとに、県が担うよりも効率的に行政サービスが実施できる点についてはしっかりと評価をし、貴重な県の財産として今後も活かしていくこと。

(3) 見直しの進め方

- ・政策の執行機関である公社の見直しには、個々の事業内容の深い検証が必要であり、本庁の部局再編、事務移管や今後の組織体制、政策体系等も考慮した上で、各団体を単体としてではなく、県の行政サービスの必要性という観点から基本方向を示されたものと理解できる。
- ・県民のニーズに合致せず、時代にそぐわない団体や赤字からの回復が見込めない団体は、早急な見直しが必要であり、外郭団体の整理統合に向けて改革を断行し、業務の重複部分を見直し、必要に応じて統合や廃止を進めること。
- ・なお、指定管理をしている公社等の経営破綻時の救済措置を決めておく必要があるとの意見もあった。

4 県庁舎のあり方

(1) 災害対応機能を備えた庁舎

- ・ 県庁舎は、安全・安心な県民生活を支える県政の拠点であるとともに、災害対応の司令塔としての役割を担う重要な拠点であるとの認識のもと、職員の出勤率にこだわることなく、希望する職員すべてが勤務可能な一定のスペースを確保すること。
- ・ 県庁舎の再整備において、コンパクト化と防災拠点としての機能強化が計画されている点は、県民の安全・安心を支える観点から大変重要であり、評価する。防災機能を十分に備えた上で、民間活力を最大限に取り入れ、地域全体の発展につなげること。
- ・ 質の高い行政サービスが提供され、最新のDX等に対応できる環境整備により効率的な行政が推進され、大規模災害時にも県行政が継続して遂行される拠点として存分に機能できる県庁舎を目指すこと。

(2) 元町周辺の再整備

- ・ 元町周辺再整備の視点を含め包括的に検討し、相樂園や県公館など周辺の歴史的価値が高い資産を活かし、県庁舎再整備を契機として山手エリア全体を活性化させること。
- ・ 県庁再整備と一体的に進められてきた元町再開発も止まっている状況であるため、神戸市との連携も含めてしっかりと進めること。

(3) 暫定庁舎

- ・ 今後10年程度にわたり、職員の半数以上が民間借り上げオフィスに分散配置となる。県庁機能が分散している期間中に、大災害が発生しても、職員が一体となり対応できるよう、暫定的な本庁舎再編期間中の災害対応に向けた体制整備も含め、スピード感を持って取り組むこと。
- ・ また、3号館周辺で、距離、テナント料、テナントスペースの要素を満たした民間スペースを確保する実現性が不透明であり、あらゆる公共施設の更なる活用等を検討することとの意見もあった。

(4) コンパクトな庁舎

- ・ 庁舎規模や事業費縮減は重要な要素ではあるが、このことに制約を受け、必要な機能を損なうことがないように、「必要な機能は何か」「共有できる

ものは何か」を判断していくこと。

- ・庁舎と県民会館の合築や、フェイズフリーの概念を取り入れた空間の多目的利用による合理化などを進め、現在仮移転中の行政機関や諸団体を再集約して安全・安心な県民生活を支える県政の拠点、元町エリアのシンボルとすること。
- ・「コンパクトな」という言葉が独り歩きすることなく、新庁舎の概念を皆が理解し共有するために、具体的な議論を進めること。

(5) 整備計画

- ・再整備の過程においては、県民や地域のステークホルダーとの対話を重視し、多様な意見を取り入れた柔軟な計画策定を行うこと。
なお、県庁舎の整備費は、整備手法や財源に十分に意を用い、できる限りの軽減に取り組まれること。
- ・基本構想や計画、設計の期間の短縮を図りつつ、解体工事着手の期間を前倒しする工夫等を行い、スピーディーに事業を推進すること。
- ・計画が停止した間にも、建設費の高騰は加速しており、柔軟な活用による県民に開かれた新庁舎、県民サービスの質・量を落とさずに多様な働き方を実現できる新庁舎の再整備に向けて時間だけが浪費され、結局は1,000億円かかったということのないよう、スピード感を持って取り組むこと。

(6) 議場のあり方

- ・議場のあり方については、建設費高騰等の環境変化も認識しつつ、議会内で再び議論が始まる。本庁舎再整備と併せて、議会の声はしっかり受け止め、基本構想策定まで協調した議論を進めること。

5 若者・Z世代応援パッケージ

(1) パッケージ全体の評価

- ・評価方法の多様性・具体性が増したことは認めるが、例えば地域創生戦略とその評価指標とも連動させる等の工夫も用いて、「ポテンシャルの発揮による地域コミュニティの活性化を通じた兵庫の成長・発展」という同施策全体としての目指すべき姿への回路を明確化し、議会や県民から見て分かりやすく理解が得られるよう、パッケージ全体を総合的に評価する一定

の基準を設けること。

(2) 県立大学授業料等無償化

ア 事業評価

- ・多様で実効性のあるK P I 設定による偏向のない評価の検討と、必要に応じて柔軟な評価指標の見直しを行い、事業のブラッシュアップにつなげること。
- ・新庁舎整備費用や新たな森林管理費用が財政フレームに反映されていない状況下で、多額の一般財源を計上することになるため、事業効果の精密な評価に際しては、評価指標に公平性、持続性、波及性・実現可能性、実効性の4つの観点をしっかりと包含すること。
- ・設定されたアウトカム指標は県立大学のブランド力や県内就職率を検証することはできても、副次的な指標であるため、兵庫の若者が安心して希望する教育を受ける仕組みとなっているかを検証する指標を検討すること。
- ・県民福祉の向上か、国の高等教育無償化政策を進めることか、事業の目標をしっかりと位置づけ、K P I などの指標を設置すること。

イ 公平性

- ・県立高校の環境改善や海外留学の機会提供に加え、奨学金返済支援制度の導入企業の拡充、県内就職・定住の県外出身卒業生の優遇など、支援内容の多様化・拡充を通じて、全体としての公平性の確保や公平性の欠如の補完を図り、国の財源の活用も含め、幅広い若者への支援充実を進めること。
- ・県立大以外の大学等に通う県民への平等性の視点も踏まえ、何らかの学生支援事業についても実施を検討すること。
- ・「兵庫県の若者を支援する事業」というには受益者があまりにも限定的で公平性に欠け、多額の予算を永続的に計上する必要があるにも関わらず、政策決定過程が拙速で透明性が確保できていないため、透明性を確保すること。

ウ 大学改革

- ・兵庫の成長・発展に寄与する無償化の間接的効果や波及効果を高める

ため、県立大学の取組として、地域人材育成・地域貢献志向の教育プログラムの設定のほか、県内企業とのマッチング、県・市町職員の採用における連携など、卒業生の県内定着の促進を戦略的に進めること。

- ・無償化のみをクローズアップするのではなく、大学本来の魅力やブランド力の向上のため、大学改革の一層の取組を進め、また高コスト化傾向にある大学経営のあり方も含め、全国の若者から選ばれる大学づくりを目指すこと。

エ 事業継続

- ・事業検証を行う際には、例えば5年以内で継続の可否を含めた事業検証の場を設定し、その判断基準や定義も明確にすること。
- ・事業費の安定的確保に向けた基金創設の提案があり、財源問題の解決に向けた姿勢として一定評価するものの、財源自体は年間収支や決算の余剰金等であり、持続性の観点で疑義は残る。財源が不安定であれば毎年度の事業検証を行わざるを得ない。一定の中長期的期間の事業継続を目指すという主張ならば、他の事業費を圧迫することなく、また、災害等の不測の事態にも一定程度対応できるよう、基金設置時に一定規模の財源を確保し積み立てを行うなど、制度の安定運営に向けた取組を具体的に検討すること。
- ・財源確保や事業検証の点については、県政改革方針の変更案に明記すること。

オ 国制度との整合

- ・「高等教育の負担軽減に対する国の議論の先鞭」としての実施という意味では、国の制度や議論の動向を注視し、国制度拡充に応じて本県無償化事業をどう整理し、高等教育の負担軽減のあるべき姿へ実現・収斂させていくのか、そのロードマップを示すとともに、他都道府県との連携や国への更なる働きかけを行うこと。

(3) 奨学金返済支援制度

- ・県立大学授業料等無償化は、親の所得に関わらず教育の機会均等に保障する取組として、大きな意義を持っているだけでなく県内企業からも県立大

学が無償化することで県内進学率向上に寄与し、また奨学金返済支援制度の拡充により、県内就職率の向上を期待する声も聞いているため、弾力的に支援していくこと。

(4) 若者・Z世代応援パッケージの継続ならびに拡充

- ・若者・Z世代への支援を拡充する取組は、未来を担う世代への投資であり、教育にかかる経済的負担の軽減を通じた支援は、特に重要な柱とすること。
- ・市町との協調、役割分担の明確化も含めて、真に若者・Z世代が必要とする支援へのブラッシュアップを進めること。

6 財政フレーム

(1) 県債管理基金

- ・債務処理に伴う県債管理基金の残高不足は、財政指標、特に実質公債費比率に大きな影響を与えることから、計画的かつ着実な回復に努めること。
- ・県債管理基金は、地域整備事業や分収造林事業など、やむを得ない事情による債務処理のために、基金の活用が必要だったことは理解するものの、来年度以降は財政健全化の観点から、県債管理基金の積戻しを最優先課題とすること。

(2) 行政改革推進債

- ・基金の残高不足対策として、行政改革推進債を活用することで将来世代へ付けを回すことにはないかと懸念もあったが、財政規律に配慮しながら財源確保に努力された点、そして世代間負担の公平性という観点も含めて、やむを得ない判断であると一定理解する。
- ・行政改革推進債発行の前提となる行財政改革の見通しについては、議決を要する従来の行革プラン時と同様、年度ごとの金額や計画の全体像を明確に示すこと。

(3) 情報開示

- ・現在の財政状況に加え、今後見込まれる収支不足の解消や県債管理基金の積戻しなど、財政上の課題は山積している。将来世代にわたる長期的な影響も含めて、精度の高い議論ができるような情報の提供に努めること。

- ・令和10年度にかけての310億円に達する収支不足への対応策を具体化し、将来の負担を見据えた包括的な財政計画を策定すること。加えて、世代間の公平性を考慮した地方債の活用や、県民に対する透明性のある情報開示を徹底すること。
- ・金利上昇等の変動要素も見込まれることから、収支や財政指標への影響は不断にチェックし、情報開示と丁寧な説明に努めること。

(4) 将来の収支不足への備え

- ・現在反映できていない県庁舎再整備に伴う影響については速やかに試算値を公表するとともに、基本構想の策定により事業費・財源などが一定見込まれた段階で、適切にフレームに反映すること。
- ・地域整備事業・分収造林事業ともに、保有資産の整理に関する見通しが十分でないこと、県庁舎の再整備の建設費の大幅な増加の恐れやコロナ以降に業績が悪化している病院会計の債務超過状態と、非常に厳しい県財政が続く状況を適切に踏まえ、厳格な算定のもと財政フレームについても見直していくこと。
- ・地方財政対策や税収動向を的確に把握するとともに、選択と集中による事業見直しや自主財源の更なる確保など、将来の収支不足解消に向け着実に対応すること。

Ⅲ おわりに

当委員会は、“将来に課題を先送りしない”との強い思いを持って、県当局が取りまとめた「改革案」に記載された各項目の内容について、慎重かつ集中的に調査を行なった。調査の過程では委員長発案で、県行財政改革に係る特別委員会としては初めてとなる現地調査を実施し、地元市長や土地所有者の方等との意見交換も実施した。

この間、企業庁の地域整備事業やひょうご農林機構の分収造林事業の整理について、将来に向けた一定の方向性が示された反面、今後の県財政に大きな影響を与えることや厳しい財政運営が続くことが明らかとなった。

これらの反省を踏まえ、今後の超長期プロジェクト等の推進にあたっては、過去と同じ轍を踏まないように意思決定の段階で詳細なリスク分析と評価を精

緻に行うこと、事業実施後に予測から大きく外れた場合の見直しなどを躊躇なく機動的かつ柔軟に行うことが必要である。

また、今後見込まれる収支不足の解消や県債管理基金の積戻しなど、財政上の課題は山積している。今回の改革はあくまでも通過点に過ぎず、不透明な国際情勢等、先行きが憂慮される中、引き続き徹底した選択と集中による事業見直しを図るとともに、評価内容等を県民に分かりやすく示し、理解を得ながら共に県政改革に取り組む姿勢が不可欠である。

二元代表制の一翼を担う議会としても、真摯に議論・対話を積み重ねるとともに、チェック機能を十二分に発揮して、適切に行財政運営がなされるよう、尽力してまいりたい。

別記 1

調 査 の 経 過

- 令和 6 年 3 月 22 日 正副委員長互選、運営要領協議
- 令和 6 年 4 月 16 日 公社等運営評価委員会・地域整備事業のあり方検討についての
の報告書についての説明
- 令和 6 年 5 月 16 日 分収造林事業のあり方検討に関する報告書についての説明
- 令和 6 年 6 月 18 日 若者・Z 世代応援パッケージについての説明
- 令和 6 年 6 月 28 日 現地調査（三木市、上郡町、佐用町、たつの市）
- 令和 6 年 7 月 17 日 調査項目に係る課題と検討方向についての説明
- 令和 6 年 8 月 1 日 調査項目に係る課題と検討方向についての質疑応答
- 令和 6 年 8 月 21 日 調査項目に係る課題と検討方向についての各会派の意見の表
明
- 令和 6 年 10 月 23 日 副委員長互選
- 令和 6 年 12 月 11 日 理事の選任
- 令和 6 年 12 月 20 日 調査項目に係る改革案についての説明
- 令和 7 年 1 月 14 日 調査項目に係る改革案についての質疑応答
- 令和 7 年 1 月 27 日 調査項目に係る改革案についての各会派の意見の表明

別記 2

県政改革調査特別委員会委員名簿

委員長	門 間 雄 司	
副委員長	岸 口 み の る	R6. 3. 22～R6. 6. 17
〃	徳 安 淳 子	R6. 6. 17～R6. 10. 15
〃	高 橋 み つ ひ ろ	R6. 10. 23～
理 事	竹 内 英 明	R6. 3. 22～R6. 11. 18
〃	中 田 英 一	R6. 11. 22～
〃	斉 藤 なおひろ	
〃	越 田 浩 矢	
〃	岡 つよし	
〃	北 野 実	R6. 3. 22～R6. 5. 8
〃	村 岡 真夕子	R6. 5. 9～
委 員	奥 谷 謙 一	R6. 3. 22～R6. 6. 17
〃	谷 口 俊 介	R6. 6. 17～
〃	伊 藤 勝 正	
〃	風 早 ひ さ お	
〃	飯 島 義 雄	
〃	山 本 敏 信	
委員外議員	久保田 けんじ	